

## 令和2年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年6月26日（金）  
開会 午後2時00分 閉会 午後3時10分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二  
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一  
委 員 後 藤 彰  
委 員 山 田 章 雄  
委 員 服 部 雅 子  
委 員 今 井 ゆ み
- 5 出席職員 教 育 部 長 飯 島 伸 一  
教 育 部 特 命 担 当 部 長 森 谷 修  
教 育 企 画 課 長 掛 谷 崇  
教 育 部 主 幹（教育企画課） 名古屋 勇  
学 務 課 長 大 谷 健  
教 育 指 導 課 長 山 縣 弘 典  
統 括 指 導 主 事 荒 木 忍  
指 導 主 事 長 峯 貴 弘  
指 導 主 事 藤 原 央 絵  
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子  
社 会 教 育 課 長 和 田 克 弘  
公 民 館 長 高 田 敦 子  
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 7 傍聴人 0人

令和2年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 令和2年6月26日（金）午後2時から

場 所 田無第二庁舎4階 会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第28号 財産の取得について（申出）の専決処分について
- 第 3 議案第29号 西東京市立学校施設使用料の新設について（諮問）
- 第 4 議案第30号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について
- 第 5 報 告 事 項
  - (1) 西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針（骨子）
  - (2) 教育財産の引継ぎについて（報告）
  - (3) 学校医の解嘱及び委嘱について
  - (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する国、都、西東京市の動き・取組
  - (5) 令和2年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧
  - (6) 令和元年度教育相談状況
  - (7) 令和元年度不登校児童・生徒に関する調査報告
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和 2 年第 6 回定例会  
( 6 月 26 日 )

午後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和2年西東京市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

---

○木村教育長 日程第2 議案第28号 財産の取得について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○山縣教育指導課長 議案第28号 財産の取得について(申出)の専決処分について、説明申し上げます。

財産取得の申出について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、おめくりいただき、専決処分書のとおり、報告をさせていただきます。

内容といたしましては、西東京市立小学校及び中学校に在学するオンライン学習を実施する環境がない児童及び生徒に貸与するタブレット端末機を購入するもので、要保護・準要保護者世帯を対象とするものでございます。

購入金額は、財産取得2,000万円以上となる400台、合計で3,432万円でございます。

端末機の概要でございますが、本体は、Lenovo社「IdeaPad D330」で5年保証つき、ソフトウェアにMicrosoft Office、こどもOffice、フィルタリングソフトがインストールされており、バッテリー交換1回分つきのものがございます。

このことにつきまして、御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 細かいことで恐縮なんですけれども、これはWi-Fi仕様ですか。

○山縣教育指導課長 これは、Wi-Fiも400台とともに貸与するものでございます。

○山田委員 ない家庭に取りつけるということですね。

○山縣教育指導課長 はい。

○山田委員 それの通信料も支援すると。

○山縣教育指導課長 支援します。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

要するに、いわゆる4G、そういうものでは使えない、Wi-Fi専用機ですか。

○飯島教育部長 Wi-Fi専用機です。LTEではないということです。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○山田委員 すみません、意見というよりも、また質問になってしまうかもしれないんですけ

れども、この機器の調整とかメンテナンスというか、電池の交換までは含まれているということだったんですけれども、もし機械に不良とか不調があったときのサービスは、納入業者が各家庭に出向いてやってくださるのでしょうか。

○山縣教育指導課長 サポートも込みのパッケージで契約してございます。

以上でございます。

○木村教育長 ほかに討論はございませんか。――討論を終結します。

これより議案第28号 財産の取得について（申出）の専決処分について、を採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○木村教育長 日程第3 議案第29号 西東京市立学校施設使用料の新設について（諮問）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和田社会教育課長 それでは、議案第29号 西東京市立学校施設使用料の新設の諮問につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、現在建設中である中原小学校の新校舎の施設使用料について、西東京市使用料等審議会条例の規定により、西東京市使用料等審議会に諮問する必要があるため、本定例会に議案として提出させていただくものでございます。

学校施設の使用につきましては、西東京市立学校施設使用条例の規定に基づき、学校教育上、支障がないと認められたときに、学校施設を社会教育等のために使用しているところでございます。

1枚おめくりください。

1の諮問事項でございますが、中原小学校の体育館、多目的室及び音楽室、図工室等の特別教室に係る使用料を新設することに対して諮問いたします。

裏面の別紙を御覧ください。

1時間当たりの使用料でございますが、体育館の使用料につきましては、市外在住者等が使用するときは1,000円、市内在住者が使用するときは500円と考えております。また、多目的室及び特別教室につきましては、市外在住者等が使用するときは500円、市内在住者が使用するときは100円と考えております。

開始予定日でございますが、令和3年6月1日を予定しております。

私からの説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第29号 西東京市立学校施設使用料の新設について（諮問）、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第4 議案第30号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和田社会教育課長 議案第30号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、下野谷遺跡の国史跡としての追加指定につきまして、文化財保護法の規定に基づいて諸手続を進める必要があるため、本定例会に提案を行うものでございます。

恐れ入ります、資料を1枚おめくりください。

下野谷遺跡につきましては、関東でも最大級の縄文時代の集落遺跡として評価をいただいております。国史跡として遺跡の保存及び活用の取組を行っているところでございます。このたび、1に記載する所在地の地権者の方から、史跡指定についての同意をいただいたことに伴いまして、該当地の追加指定に向けた諸手続を進めていくというものでございます。

なお、平成26年度に設置しました文化庁の推薦する埋蔵文化財の専門家による下野谷遺跡調査指導委員会からは、3の範囲、約2万2,000平米について国史跡として指定する価値があるとの評価をいただいております。そのうち、2に記載しております1万3,670.52平米につきましては、平成27年の当初指定、さらに平成28年以降の追加指定によりまして、既に国史跡の指定を受けている部分でございます。

今回の追加指定により、既存の指定部分と合わせまして、遺跡の保存・活用を進めてまいりたいと考えております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第30号 下野谷遺跡に係る国史跡追加指定について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○木村教育長 日程第5 報告事項に入ります。

本日は件数が多いため、質疑は後ほど2回に分けて行いたいと存じます。

まず、(1)西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針(骨子)、の説明をお願いいたします。

○掛谷教育企画課長 私からは、西東京市学校施設適正規模・適正配置の基本方針(骨子)につきまして、報告させていただきます。

お手元の資料、A3の資料を御用意いただければと思います。

こちらにつきましては、3月の定例会におきまして、私どもで設置しております適正規模・適正配置の検討懇談会の報告書の内容につきまして報告をさせていただいたところでございます。その後、令和2年に入りまして、なかなか会議が開催できない状況が続いてございましたが、6月22日、今週の月曜日に最終的な会議を行うことができまして、報告書として最終的な取りまとめをいただいたというところでございます。

こちらの報告書を受けまして、今後、市のほうで基本方針を策定していくという形になりますので、進捗状況ということで報告させていただきたいと思います。

お手元に資料をお配りさせていただいております右側、こちらに骨子という形で、上のほうに「現状と課題」、左の真ん中あたりに「基本的な考え方のまとめ」ということで五つの点、こちらが懇談会から御提言いただきましたポイントとなっております。基本方針を検討するに当たりましては、こちらのポイントを十分踏まえながら、具体的な方法を考えていくということになってございます。

真ん中、こちらが「検討する際の考え方・視点」ということで、大きく、今、6点ほどいただいております。こちらに、例えば学級数ですね、小学校ですと各学年2学級以上を基準とする、また、中学校ですと各学年3学級以上というところで、具体的な考え方のところが書いてございますので、こちらを踏まえた検討を今後進めていくという形を考えております。

右側は児童推計、また、学校施設の経過年数をお示しさせていただいております。全体的に、児童・生徒数は、これからやはり少しずつ下がっていくというところでございます。ただ、学校ごとに見ますと、少し増える時期があって、また減る時期というのがありまして、それが学校ごとにずれているような形になってございます。こちらの学校だと少し増えている時期は、違う学校では減っている時期になったりとか、そういった形になっていまして、総体として見ると下がるはいきますが、学校の状況によって、少し違うというところがございます。そういったところも踏まえて今後の対応を考えていく必要があるかなというふうに考えております。

下の真ん中あたりですね、網かけの部分がございまして。こちらに考え方をお示しさせていただいておりますが、今後、昭和30年代、40年代に建築した学校施設が一斉に更新時期を迎えることとなります。こちらに全て対応していくというのはなかなか難しいところがございますので、先ほどの児童推計の結果、学校ごとの結果ですとか、あと、学校の校舎経過年数の程度によりまして優先順位等を考えながら、建替えなのか長寿命化なのか、費用の平準化を図るような形で具体的な施設の検討をしていく必要があると考えてございます。

左側に、構成案ということで、報告書としてこんな形でまとめたいというところで、目次に当たる部分になるかと思いますが、そちらを今回お示しさせていただいております。最初に、「学校を取り巻く現状と課題」ということで、こちらを整理させていただきまして、次に、「適正規模・適正配置に関する基本方針について」というところで、こちらの計画の位置付け、また、市の取組の中の位置付けをお示しさせていただきたいと思っております。基本的には、今後、個別施設計画等もございまして、推計の結果も変わってくるころがございますので、10年間をめぐり見直しをしていくような形になるかなというふうに考えてございます。

3番目、「適正規模・適正配置の基本的な考え方」というところでございます。こちらは、懇談会でいただきました報告書をもとに、改めて整理させていただきたいと思っております。五つのポイントから、重視しなければいけない点を改めてお示しさせていただくという予定でございます。

4番目といたしまして、「適正規模・適正配置の取組方針」ということで考えておりました、今後、こちらの方針を受けまして、具体的に施設をどうしていくかという個別施設計画を今年度中に策定していく予定でございます。そちらの具体的な個別施設計画の検討に当たって重視すべき点、学級数の推移ですとか施設老朽化の状況、また、こういったことを踏まえて複数校を総合的に、一体的に検討していく必要があるのではないかというような形でまとめていきたいと考えております。

こちらで、取組方針のところでは、各学校の児童推計の結果、注視しなければいけない学校、また、その時期、あと、経過年数が50年以上たっている、要するに優先的に検討していかなければいけない学校ですとか、そういったものをある程度具体的にお示しさせていただきながら、方針を定めていきたいと考えております。

方針につきましては、今後、この骨子に基づきまして内容を肉付けさせていただきまして、ある程度冊子になった段階で、市民説明会、パブリックコメント、市民参加の手続を踏まえまして策定してまいりますので、また改めてその段階で御報告させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

では、次に、(2)教育財産の引継ぎについて(報告)、の説明をお願いいたします。

○名古屋教育部主幹 私からは、教育財産の引継ぎにつきまして、報告いたします。

青嵐中学校用地として土地の引き継ぎを受けましたので、報告いたします。

件名といたしましては、青嵐中学校テニスコート用地の引継ぎでございます。

対象財産として、財産名称は青嵐中学校テニスコート、用途としまして教育文化施設、所在としまして西東京市北町2丁目1288番26号、面積につきましては、実測値として1,361.15平方メートルでございます。

次に、主な経緯でございます。令和元年8月20日、教育委員会第8回定例会にて教育財産の取得について議案を提出しております。令和2年5月27日に市長より教育財産として引継ぎを受けております。

裏面の青嵐中学校テニスコート用地案内図を御覧ください。

下側の点線部分が都市計画道路3・3・14号線の予定部分でございます。青嵐中学校の用地としまして影響を受ける箇所につきましては、売却地①、売却地②、売却地③の3か所でございます。現在のテニスコートの場所につきましては、体育館棟の下側になります。残地①、売却地①、残地②の部分でございます。

今回新たにテニスコートの用地として引き継ぎを受ける場所につきましては、体育館棟の上側の矢印にお示ししているところでございます。

私からは以上となります。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(3)学校医の解嘱及び委嘱について、説明をお願いいたします。

○大谷学務課長 それでは、学校医の解嘱及び委嘱について、報告いたします。

令和2年6月30日付で学校医が1人解嘱となり、翌7月1日から新任の学校医を1人委嘱



いたしました。

解嘱となりましたのは、資料の上の表でございます。向台小学校と田無第四中学校の眼科医でございます丸山正子でございます。解嘱の理由といたしましては、一身上の都合ということでございます。

また、委嘱いたしましたのは、下の表でございます。伊藤裕子でございます、担当する学校は前任と同様でございます。

任期につきましては、西東京市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務等に関する規則に基づき、前任者の残任期間である令和3年3月31日までとなります。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

(1) から (3) の説明が終わりました。質疑を受けます。

○米森教育長職務代理者 先ほども御説明がありました適正規模・適正配置の関係で、服部さんもからもお話があったんですけれども、私も気になる部分がございます、学級の数とか、コロナを踏まえてどうしていくかというのが多分あると思いますし、今、ハードの面のお話がありますので——と思ったんですけれども。確かに今、例えばソーシャルディスタンスとか、子どもの学級の広さを見たときに、人数が多いと、もうぎりぎり。1クラスの面積、多分、補助金とかほかのいろいろな制約があって、やれない部分が多々あるかと思うんですけれども、そうすると、やりたいことができないというのが非常に困るかなと思ひまして、そういったところとか、例えば今ですと、洗い場の確保とかトイレも今の配置でいいのかとか、廊下の幅とか、いろいろ考え出すときりがないような気がしまして。

であれば、今後、新しいものを作るときにどうするか、補助金との整理が必要になってくるし、西東京だけ広い学校、冗長的な学校をつくれるかという、それもできない。そうなるとお金がないではないかという問題に帰着するような気がしますので、やはりそこを、これまでの考え方の進め方と違うアプローチが要るのかなと。財務的にはよくわからないんですけれども、やはりそういう感染症がこれからあるというのを考えると、教育の問題を考えると、やはり国からお金をもらうべきだと思ひますけれども、そういった問題も発生するような気がしますので、今からでも遅くないと思ひますので、そういうところもお考えいただくというのが必要かなと思ひましたので、あえて、ちょっとお話しさせていただきました。

○木村教育長 御意見ということで、よろしくお願ひいたします。

○服部委員 「検討する際の考え方・視点」のところの5番の「学校施設の有効活用と多機能化、複合化」というところですが、学級数、生徒数が減って、複合化、学校を合併させたりという検討も今後あるかもしれないんですが、今、古い学校は、地域の人たちが集まるコミュニティスペースみたいなものはありませんよね。これから放課後の子どもの居場所やら、そのことに協力している方やら、いろいろなことで場所を求めている場合、それを学校にという声も出ているかと思ひますが、この計画の中では、そういうことも全て含まれていると考えてよろしいんでしょうか。

○掛谷教育企画課長 今、御質問いただきましたように、学校に求められている役割というの

が非常に多くなってきていると思います。社会教育的なところもございますし、地域に開かれた学校というところもございます。あと、社会総がかりの教育というところもございますので、今後、私どもといたしましても、地域学校協働活動ですとかコミュニティスクールです、そういったところもあわせて考えていくというふうに思っております。

それで、その中で、やはり学校のこういった施設の関係になりますけれども、一定、複合化が学校に求められているところもございますので、複合化というの、市内の公共施設全体の規模を縮小、10%減らすという大きなところがございますので、そういった中で、学校も考えていかなければいけないんですが、やはり周辺にあるような施設ですとか、あと、基本的には教育環境が上がるイメージですね、社会教育、そういった地域の方々が学校に入ってくれることによりまして、児童・生徒に対しても、ある程度、教育の環境が整備されると。また、地域の方々の交流もできるようになるというふうなところもあわせて、今後、考えていかなければいけないというところがございますので、方針としましては、やはりそういった考え方をお示しさせていただくようになろうかと思っております。

具体的な施設をどうするかとかというところにつきましては、今後の個別施設計画ですとか、あと、市のほうの公共施設総合管理計画がございますので、そういったところと整合させながら検討していくようになるかなというふうに思っておりますので、今お話しいただいたような、教育環境を充実するようなイメージのお話は、こちらで記載させていただくというところがございます。

○服部委員 その中で、是非これから5年、10年ということでお考えになるときに、例えば学校図書館とか、そういう場所というのが割と——図書館と名前がついていたら、一般の方も使っていいのではないかな、利用を考えられる地域の方はおられると思うんですが、やはり学校の中にある学校図書館は非常に特別な場所でございますし、ほかの特別教室なども、まず、とにかく学校での利用が先行されるという、何というか、その防波堤になっていただきたいというか、そういうことを学校として是非発信していただかないと、どんどん地域が強くなってしまおうと言ったら変な言い方ですけども、やはりまず教育の場だということがあっての複合化であったり、地域への供与だと思いますので、そこは、ちょっと他の自治体などのいろいろな動きを見ていますと不安を感じることもあります。今、具体的にはないと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——（1）から（3）について質疑を終結します。

では、（4）新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する国、都、西東京市の動き・取組、について説明をお願いいたします。

○山縣教育指導課長 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する国、都、西東京市の動き・取組について、報告をいたします。

資料右側の枠を御覧ください。2月27日に国が学校の休業要請をしてから、本市といたしまして、3月2日から春季休業日となりました。その後、4月上旬まで児童・生徒の健康維持のための校庭開放及び児童の預かりを行ったところがございます。

4月に入りまして、緊急事態宣言が7日に発令され、その前でございますが、小・中学校

の始業式、小学校の入学式を4月6日に実施したところでございます。緊急事態宣言が4月7日に発令される見通しがかなり高くなったことから、中学校の入学式は延期といたしまして、下段にございます6月5日に中学校の入学式を無事終了したところでございます。

4月では、FM西東京の「ラジオ小学校」で、FM西東京様に御協力をいただきまして、学校の教員、校長をはじめ、子どもたち、保護者の皆様方にメッセージを発信する機会を頂戴いたしました。また、西東京市動画チャンネルの「子ども元気かいプロジェクト」では、木村教育長の子どもたちへのメッセージや指導主事による安全指導・生活指導、本市教員有志によります英語・数学等の映像授業などに取り組んでまいりました。

4月、5月、6月と、事務手続日を設定いたしまして、保護者、子どもに来校していただいて、学習課題の配付、また、個別の面談等を行ってまいりました。必要に応じて、特別の配慮を要する子どもたち、御家庭については家庭訪問を実施したところでございます。

電話連絡につきましては、全ての子どもたちに電話連絡を行い、その間の関わりについて充実を図ってきたところでございます。また、各校で設置しております学校メール配信、また、学校ホームページを積極的に活用し、学校の取組状況について広く発信をしたところでございます。

6月に入りまして、スタートアップ期間、6月1日から6月4日まで、ならし運転期間として分散登校を開始いたしました。スタートアップ期間の取組といたしましては、個別の面談、グループ面談、スクールカウンセラー面談、学習の個別指導や身体計測等を行ってまいりましたが、そのほかにも、保護者と連携して食物アレルギーの面談もここで行ってきたところでございます。

現在、6月5日から今まで、時差登校を行っているところでございます。時差登校につきましては、6月も終わり、7月も引き続きしばらくの間は実施する予定でございます。

6月5日から6月8日までは午前授業、6月9日からは給食開始、6月15日からは午後の授業を開始したところでございます。先般、6月22日からは放課後活動を開始し、いわゆる部活動も徐々にスタートしているところでございます。

部活動については、当面の間は、トレーニングとか簡単な動きを通したならし運転となります。また、土曜日・日曜日は実施しないこととしております。

今後の対応でございますが、夏季休業日の短縮を行い、全校共通して1学期の終業式、7月31日（金曜日）、2学期の始業式を8月24日（月曜日）として、授業時数の確保についても工夫してまいります。土曜授業につきましても、各学校の地域の実態、児童・生徒の実態、保護者の実態を踏まえて、各学校ごとに実施していくところでございます。

先般御案内いたしました、いわゆるA訪問、B訪問につきましては、今回、コロナウイルスの対応もございまして、見送りとさせていただきますが、新たにC訪問として、6月24日に中原小学校を実施したところでございます。指導主事が訪問して、授業の観察や文書の確認等をしてきたところでございます。次週は、7月1日に田無第四中学校で実施するところでございます。訪問等、御関心がございましたら、教育指導課に御一報いただければ、御案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

では、次に、（５）令和２年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧、の説明をお願いいたします。

○荒木統括指導主事 令和２年度西東京市立学校教育研究奨励事業等 学校一覧の説明をいたします。

最初に、研究指定校についてでございます。

研究指定校とは、教育課題に関する研究を推し進めるために、２年間の指定で研究に取り組む学校を示しております。令和２年度は２年次の学校が３校、１年次が３校、合計６校ございます。

２年次の研究として、保谷第二小学校では、「学びの手ごたえを“つなぐ”算数」として、算数科指導の充実について、柳沢中学校では、「主体的・対話的で深い学びの実現を目指して」を主題に、改訂された学習指導要領の趣旨である主体的・対話的で深い学びの実現をする授業の指導力の向上について研究しております。田無第四中学校では、「自ら考え・議論する道徳授業の工夫」を主題として、特別の教科「道徳」の授業のあり方について研究しております。

１年次の研究は、保谷小学校で、「自分の思いや考えを表現しようとする児童の資質・能力の育成」として、国語科の読むことの活動を通して、文の良さを読み取るための指導の工夫を研究しております。碧山小学校では、「持続可能な開発目標に取り組める児童を育成する指導」を主題として、E S Dの視点を持って考え、判断できる児童の育成を目指しております。田無第三中学校では、「主体的に学習できる生徒の育成」を主題として、ユニバーサルデザインの実践を通して、どの生徒に対してもわかりやすい授業の工夫に取り組んでおります。

本来、２年次は、研究紀要等を作成して研究発表会を開催して、市内外にその成果を発表し、１年次では、授業公開をすることとしておりますが、今年度は３密を避けつつ成果を共有する方法を学校と事務局で検討しているところでございます。

そのほかに、１年間研究する研究奨励校は５校ございます。研究奨励校は、公開授業を行い、研究紀要などを作成して、研究成果を他校に共有する予定でございまして、授業の公開については慎重に判断してまいります。

最後に、研究奨励教員グループが１グループでございます。こちらは、紙面による発表を行う予定でございます。

いずれの研究においても、担当する指導主事が必要に応じて訪問し、指導・助言しているところでございます。

以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、（６）令和元年度教育相談状況の説明をお願いいたします。

○宮崎教育支援課長 それでは、令和元年度教育相談状況について、報告させていただきます。資料、令和元年度教育相談状況を御覧ください。

まず、１、相談種別ごとの状況でございます。左軸縦に相談種別として六つの種別に分け、

それぞれ横軸に件数、相談の回数、終結件数、主な内容及び件数となっております。

終結件数につきましては、開始と終了が明確に確認される必要があることから、一般教育相談と就学相談のみに記載し、また、件数などは、前年、前々年度を記載することで、対比できるようにしております。

それでは、種別ごとに報告させていただきます。

一般教育相談でございます。相談者が教育相談センターに来室し、心理カウンセラーによって行われる相談で、件数561件、うち新規297件、相談延べ回数8,334回、終結件数245件になります。主な内容といたしましては、適応指導教室入室関係、不登校、学業不振などの相談となります。件数では、前年度比12件、2%増となっております。

次に、電話相談でございます。件数179件、相談延べ回数262回、主な内容といたしましては、不登校、心障児の進路、学業不振などの相談となります。相談の中には匿名での相談もございます。ここでは、電話のみの相談を記載しております。電話相談から来室につながることもあり、その場合は、一般教育相談や就学相談の件数に移行することから、電話相談の件数には含めておりません。件数では、前年度比8件、4%の減となっております。

続きまして、緊急・臨時相談でございます。主に学校長、教員などからの相談、また、子ども家庭支援センター、児童相談所など、他の関係機関との連絡調整などとなります。件数383件、相談延べ回数1,291回、主な内容といたしまして、不登校、虐待、親子関係の相談となります。件数では、前年度比84件、28%の増となっております。

次に、小学校巡回相談でございます。全小学校に特別支援教育士などの教育支援アドバイザーを派遣し、校内委員会で個に応じた教育支援に関する助言をするものでございます。件数955件、相談延べ回数2,002回でございます。主な内容といたしましては、おちつきなし、学業不振などの相談となります。件数では、前年度比37件、4%の増となっております。

次に、就学相談でございます。特別支援学校または固定制特別支援学級への就学・転学相談、通級や特別支援教室への入級相談でございます。件数368件、うち新規305件、相談延べ回数2,772回、終結件数は286件となります。件数では、前年度比22件、6%の減となっております。

最後に、スクールソーシャルワークでございます。スクールソーシャルワーカー派遣等による学校への支援となります。この中にはケース会議なども含まれます。件数656件、相談延べ回数1,380回となります。件数では、前年度比147件、28%の増となっております。

相談全体の合計3,102件、相談延べ回数1万6,041回でございます。

昨年度との比較や特徴としては、まず、数値の変化といたしましては、前年度比250件、8.8%の増加となり、引き続き増加傾向でございます。相談内容の傾向といたしましては、例年に引き続き、不登校の相談が多いことがうかがえます。不登校児童・生徒の対応について、スクールソーシャルワーカーが全小・中学校を巡回して協議しており、スクールソーシャルワークの件数の増につながっております。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、3月より来所による相談業務を縮小したため、回数が減少した相談もございます。また、2月の組織改正により、小学校巡回相談は教育指導課、就学相談は学務課の所管となっております。

裏面は、相談の主訴別に集計したものでございます。御参照いただければと思います。

令和元年度教育相談状況は以上でございます。

○木村教育長 ありがとうございます。

次に、(7) 令和元年度不登校児童・生徒に関する調査報告、の説明をお願いいたします。

○宮崎教育支援課長 続いて、令和元年の不登校児童・生徒に関する調査の報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。

1、学年別不登校件数は、不登校児童・生徒の学年別件数を3年比較で表にしたものでございます。

不登校とは、文部科学省の定義に基づき、年間で30日以上欠席した児童・生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある場合をいいます。長期欠席者のうち、病気や経済的理由、また、保護者の考え方や海外等への長期滞在などは、その他として、不登校とみなしません。

令和元年度は、小学校66件、中学校172件、合計238件となっており、前年度比41件の増となっております。件数は毎年、微増微減を繰り返しておりましたが、今年度は増加している要因として、調査方法の変更によるものと考えております。昨年度までは、長期欠席の理由が不登校でもあるがほかに主な理由がある場合は、「不登校を含むその他」という選択肢がありました。今年度から、この「不登校を含むその他」という項目をなくしたことにより、「不登校」でカウントする件数が増えたものと考えております。昨年度、「不登校の要因を含むその他」が52件ございましたので、今年度の増加に影響しているものと思われま

す。調査方法を変更した理由といたしましては、回答をより明確にし、不登校の実数をより正確に把握することを目指したものでございます。ただし、これまでも長期欠席者全体に対して対応しておりますので、支援に影響するものではございません。

2の対策を御覧ください。

(1) は、不登校児童・生徒に関する相談・支援・指導等の状況を示したものです。校内で養護教諭やスクールカウンセラー等に相談・指導等を受けた児童・生徒数、それから適応指導教室入室児童・生徒数、ニコモルームで相談・支援・指導等を受けた児童・生徒数、また、教育相談センターやその他の関係機関——これは児童相談所や医療機関を指しますが——等で相談・支援・指導等を受けた児童・生徒数を挙げております。

ここは重複回答でございますので、表からは分からない数値になりますが、重複を除いたところで申し上げますと、何らかの児童・生徒が直接的な相談・支援・指導等を受けている件数は、小学校で47件、71%、中学校で102件、59%となっております。また、適応指導教室やニコモルームを利用したのは、小学校では27%、中学校では36%です。これに関しましては、都内の適応指導教室の平均利用率に比べますと、本市は高めであると捉えております。

その他、学校管理職や教員などが相談をしている場合、それを加えますと、小学校では89%、中学校では83%が支援を受けている状況となっております。

(2) は、令和元年度中1不登校未然防止委員会についてです。

小学校から中学校で急増する不登校に対し、未然に予防をしていこうという対策でござい

ます。4月・5月に初期対応することで不登校を未然に防止することができるため、1学期に集中して委員会を持っております。

小学校の不登校経験ありとみなした生徒に対して、2日連続して休んだ場合には、学校で対応の協議をし、電話連絡や家庭訪問などで即対応するようしております。7月の委員会では、休みが目立ってきた生徒について、夏休み中の対応などの具体的な検討をいたしました。2月は次年度に向けて小学校と中学校で情報交換し、入学前の学校体制の準備をいたしました。

昨年度は、1年次研修において、不登校についての講義と事例検討を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、中止となりました。

不登校児童・生徒への支援の在り方につきましては、文部科学省の令和元年10月の通知においても、「学校に登校する」ということのみを目標にするのではなく、児童・生徒が進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、また、児童・生徒にとっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直すなどの積極的な意味を持つことがあると示されております。不登校の要因・背景を理解した上での適切な対応が重要だと考えております。

学校での対応、教育相談、適応指導教室、ニコモルームでの保護者や本人への心理的・教育的アプローチに加え、スクールソーシャルワーカーが全ての不登校児童・生徒について学校巡回の際に助言したり家庭訪問をするなどして、福祉的アプローチにもつなげ、その児童・生徒の背景に応じた適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

- 木村教育長 (4) から (7) の説明が終わりました。質疑を受けます。
- 後藤委員 新型コロナウイルス感染症防止対策に関する国、都、西東京市の動き・取組の中で、ちょっと教えていただければと思うんですが、終業式が7月31日ということで、夏休みが8月1日からと。夏休みにやるかどうかということも、負担とかがあるのであれなんですが、要するに、授業開始が遅くなった関係もあって、例えば小学1年生なり中学1年生、あるいは逆に中学3年生が、学力関係で様々な不安なり悩みを抱えていたり、補充が必要な子がいるかもしれません。その子に対しては、別に夏休みに限ったわけではありませんけれども、どんなことを対策として考えられているのか、教えていただければと思います。
- 山縣教育指導課長 小学校につきましては、これまでも学習支援員、学校生活支援員の配置により、子どもたちの小1対応等をしてまいりました。この職員を活用して、いろいろなフォローをしていくという形はこれからも続けていきたいと考えています。また、小中共通いたしますが、放課後の学習なども含めて、できる限りのことをフォローしていくということについては、先般の校長会議等でもお話をしてきたところでございます。中学校につきましては、学習等サポーターを配置することといたしました。今現在、2校で、もう既に配置されておまして、授業のフォローや生活のフォローなどを地域の方々や学生さんにやっていただくというような取組をしております。そのような形で、学習はもとより、生活の支援もあわせて行っていく予定でございます。

以上でございます。

○山田委員 一つはオンライン教育の件なんですけれども、先ほど、要保護家庭等にタブレットが配られて、Wi-Fi環境も整うということだったんですけれども、そうなると、今回の件で、学校休校だけではなくて、オンライン教育をすることによって、先ほどの、例えば不登校児も非常に大きなメリットを得ているとか、いろいろな報道等もあったと思うんですね。そういうことを考えれば、今回のタブレットの配付によって、西東京市も遅ればせながら、オンライン教育を進めていく環境が整ったというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○山縣教育指導課長 今回のオンライン学習につきましては、東京都の補助等もあって、緊急的にやっていく取組でございます。ただ、このことにより、市民の皆様や保護者、学校も含めて、いわゆるICT教育に関する関心が高まったとも言えます。そういった中で、国や都の動向も踏まえながら、これから本市としても、ICTの教育については、さらに充実が図られるよう、今、検討しているところでございます。

オンラインにつきましては、オンラインソフトを導入して学習していくということで、双方向型の学習ではないというところでございます。ただ、このオンラインのソフトを入れることによって、どの家庭でどんな学習をしているのかということが、進行管理といいますか、進捗状況がわかるようなシステムになってございますので、子どもたちが家庭でどのプリントをやったかというのを学校で把握し、その子どもに対応して個別の指導ができるというシステムになってございます。ですので、委員がおっしゃるように、不登校の子どもについても、これまで紙ベース等でやっていたものを、オンラインを活用しながら進めることもできますし、学校の授業の中でパソコン教室を活用しながら、いわゆるオンラインの学習もできますし、また、教員も、その中に教材ソフトも入ってございますので、オンラインのソフトを活用して、その教材を活用して授業で展開することもできるということになりますので、あらゆる活用の仕方はあると考えているところでございます。

これを緊急的にやっていくわけなんですけれども、あくまでも今のこの状況では、まだ第2波が来てはおりませんが、子どもたちの関わりを大切にしながら授業展開をしていくとともに、同時に、補完をするためのオンライン学習として位置付けて、充実を図って進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○山田委員 すみません、確認なんですけれども、要は、やろうと思えばできるインフラは整ったというふうに見えていいんですか。それとも、まだまだ不足があって、整備しなければならない部分があるのでしょうか。

○山縣教育指導課長 まだ整備をする必要があるところがございます。

○山田委員 かなりの整備をしなければいけない――。

○山縣教育指導課長 多くの部分で課題があるということでございます。

○山田委員 意見になりますけれども、今後、第2波、第3波も避けられないという状況の中で、やはりうまく使えば、オンラインで子どもたちの教育機会を確保できるということであれば、ここの部分は、やはりかなり大きなプライオリティーを置いて、教育施策と位置付けて、将来にとっても有益なわけですので、できるだけ緊急的なものをきっかけに、早いうちに充実できるように努力をしていただければと思います。



- 飯島教育部長 今様々、オンライン教育という視点の中で御質問をいただいているところでございます。私どもといたしましては、国の進めるGIGAスクール構想、全校の子ども1人1台、それからインターネット環境の整備というところがございます。それを踏まえまして、本市におきましても、国の方針に基づきまして、西東京市の教育委員会としてどういった形でICT教育を進めるのかというところを、現在、検討を進め始めたところでございます。今後につきましては、そういったインフラ環境も含めまして、どういったところで西東京市として進めていくのか、どういったところを目標にしていくのかというところの整理が必要だと思っていますので、そういったことを踏まえた上で、改めて整備について、喫緊の課題ということでございますので、検討を進めていきたいというふうに思っておりますので、また改めまして教育委員の皆様方には、そう遠くない時期にそういった説明もしていく必要があるかなというふうに思っております。
- 山田委員 ありがとうございます。前回だったか前々回だったかの委員会でもちょっと指摘させていただいたように、西東京市のICT化というのが、やはり順位がかなり低いと。例えば世田谷区でしたか、非常に高いところでは、今回のようなときにも子どもたちの教育が確保できて、要するにインフラが整っている市町村、区、そういうところで、教育における格差が生じたのは明らかなんですよね。だから、是非進めていただいて、次にこういうことが起きたときに、本市の子どもたちが不利にならないような環境を是非整えていただきたいと思えます。
- 服部委員 新型コロナウイルスに関する学校のことで、音楽の授業において、これは公民館などで市民が活動する場合も同じかと思われそうですが、コーラス、合唱と、それから呼吸を伴う楽器、鍵盤ハーモニカですとか、あと、中学校でしたら部活動の吹奏楽ですとか、そのような部分ではどのようにしているのかというのをまずお聞きしたいと思います。
- 荒木統括指導主事 当面、向かい合って話をしたり歌ったりというような活動は行わない、近くで発したりというようなことは行わないということで、今後、ガイドラインが出る予定でございます。私も昨日、小学校、中学校を拝見してまいりましたが、音楽の授業ではリズムをとるような練習をしていたり、楽譜を読んだり、鑑賞の授業を中心に行っているところでございました。吹奏楽部についても、指導主事が学校訪問をしてきたところ、それぞれ別々の部屋で壁に向かって練習をしたりというような活動で、一堂に会しての演奏というのはもう少し先のことになると思えます。
- 以上でございます。
- 服部委員 ありがとうございます。
- 図書館なんです、図書館がとても、新型コロナウイルスの後の対応に努力してくださって、緊急事態宣言の間だけは仕方なく休館していましたが、ようやく資料などの受取りもまた再開していただけて、いいなと思うんですが、今、制限付きの開館の中で、まず、館内でOPACがなぜ使えないのか、教えていただけますでしょうか。大人用検索機です。
- 中川図書館長 館内の検索機は、キーボードタイプのものと画面をタッチするタイプのもの、2種類ございます。キーボードを使うものとしましては、利用者用インターネット機が、これは駅前4館に2台ずつ配備してございますけれども、これはまだ再開しておりません。厳

密に言いますと、図書館全体では利用者制限、それぞれ図書館の規模によって違いますけれども、大まかなところでは制限しておりますが、隣り合ってしまう環境を防ぎたいというところがまず第一でございます。そうしますと、一定期間、再開に向けては、もちろん考えているんですけども、キーボードを操作するところと画面のタッチパネルで操作するところが隣り合わないような、要するに施設というか、その機械自体を離すとか、もう少し別の工夫をしなければならないというところで、今のところ、それができていない状況でございます。

キーボードカバーを設置すればできるかという、必ずしもそうではなくて、インターネットの機械ですと隣り合いますので、恐らくはやれても1席だけ。あるいはOPACの機械でも、検索の機械でも、隣り合わないところで設置するとか、多少の工夫がございまして、それと、それを使った後の処理ですね、一般的にインターネットの利用ですと30分使いますので、職員が見ていて、その後、消毒ができますが、OPACの機械ですと、館内に幾つかあるところのものの消毒をどうするかという対応が非常に曖昧でございまして、その基準作りが今ちょっと遅れているところでございます。

以上でございます。

- 服部委員 図書館はやはり調査研究ができる場所であってほしいので、是非機械の設置ですとか消毒関係を早く解決していただけたらいいなと思います。

もう一つ、令和元年度教育相談のところの表を見せていただいたときに、小学校巡回相談のところとスクールソーシャルワークのところ、主な内容のところ「おちつきなし」という記載があるんですが、この「おちつきなし」というのは、注意欠陥性とかそういったことを含むだけではない内容なんでしょうか。

- 宮崎教育支援課長 特に小学校巡回相談、スクールソーシャルワークの主訴に関しましては、こういうことで心配だというふうに学校が主訴を提示しているものになっております。ですので、状態像として、おちつきのない状態ということで主訴になっておりますので、その背景には、注意欠陥・多動性障害の疑いのもものもありませんし、または、親子関係など、心理的な背景があるものなど、いろいろ混ざっております。

- 服部委員 ありがとうございます。何か、おちつきなしという状態——ほかのことは、虐待ですとかそういったことはあれなんですけれども、おちつきなしに関して、注意欠陥・多動性症候群以外に何か考えておられる原因はありますか。

- 宮崎教育支援課長 今申し上げましたように、やはり心理的な背景というのは多くあります。実際、例えば発達障害的な要素がゼロではなくても、それ以上に家庭環境などの要因、例えば保護者の方の生活が安定していないがゆえに、それが反映して、お子さんのほうのおちつきがない状態が出る場合もあります。家庭ではそうでもないけれども、学校で落ち着きのない状態というのは、特に、心理的背景を疑うものになりまして、おうちでいろいろと親御さんに気を使いながら過ごしており、学校で、その反動といいますか、授業中座ってられないとか、いろいろちよっかいを出してしまうとか、そのようなことになる場合もありますので、慎重に背景を見立てる必要があります。生育歴、今の家庭の状況、それから学校での友達関係、学業の状態、さまざまな要因を細かく検討して見立てをした上で対応を考えるとい

うふうにしているところでございます。

○服部委員 ありがとうございます。子どもたちが何かそういう心的なこととか体のことで問題が出てきたときに、それが一番出てくる数字であったり場所だと思うので、先ほどから言われているICT化が進んでいく中で、家庭の中でそういった時間が増えていくことを進めると同時に、子どもの心と体のケアを一緒に検討されるといいなと思っております。ありがとうございます。

○後藤委員 2点だけ、意見ということでお伝えさせていただきます。

1点目は、研究奨励校の授業等で、なかなかこの結果の共有が難しいかと思うんですが、こちらにしましても、小学校では今年度から新しい学習指導要領、中学校では来年度からということで、主体的・対話的な深い学び——対話的なというのは、どこまで、このコロナでできるのかということもあるかと思うんですが、是非、まだ早いかもしれませんが、学校評価の中で、適切にそのあたりは各学校ごとに課題等を明らかにしていただいて、どう次年度以降取り組んでいくかということもしっかり押さえていただければありがたいと思います。

二つ目は、不登校の未然防止の委員会なんですけど、これも現状、コロナの中で難しいと思うんですが、不登校を体験した方、あるいは不登校の子を持ったことのある保護者の方とか、もし今後可能であれば、こういう会にゲストか何かでお招きして、いろいろお話をうかがったり交流することも非常によいかと思いますので、伝えさせていただきました。

以上でございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

---

○木村教育長 日程第6 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。

○今井委員 YouTubeですかね、教育委員会の動画チャンネルがあると思うんですけども、せっかくあるのに、あまり知られていないのかなという気がしています。もっと宣伝してほしいなというのと、あと、今後、配信予定のものとか、どんなふうを活用していきたいとかというのがもしありましたら、教えてください。

○山縣教育指導課長 御意見ありがとうございます。なかなか視聴回数が伸びなくて、私もちょっと悩んでいたところなんですけど、これについて、学校からは、いわゆる宣伝をしてほしいというような依頼はさせていただいております。もう少しこちら側も、うまく発信ができるように工夫してまいります。

今後なんですけれども、そのときどきの子どもたちの気持ちであったりというものを大切にしながら、学習の要素はもちろん大切なんですけれども、子どもたちがどういうふうにご覧しているかということも投げかけるような、また、これがいわゆる元気かいプロジェクトの立ち上げのきっかけになったものなんです。なので、子どもたちにどんどん投げかけて考えさせたり、自分の生活をもっとよりよくしていくためにはどうしたらいいのかということも考えさせたり、また、他者を思いやる気持ちを、こういった状況の中でどういうふうにやっていったらいいのかということも考えさせたりというような問題提起型のチャンネルにしていきたいと考えているところです。それが自己肯定感や有用感につながったり、また、

子どもたちの心の支えになったりというような動画チャンネルにしていきたいと思っています。

以上でございます。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和2年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会します。どうもありがとうございました。

午 後 3 時 10 分 閉 会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員